

身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は障害者及び障害児(以下、「利用者」という)の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。合同会社龍公は、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を理解し、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

2. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を禁止とする。

(2) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。
- ⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。また、ご家族には丁寧に説明を行う。
- ⑦身体拘束ゼロを目指す。

(3) 身体拘束に該当すると考えられている行為

- ・車椅子やベッド等に縛り付ける。
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ・行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・支援者が自分の体や家具等を使用し、利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、自分の意志で開ける事のできない居室等に隔離する。
- ・他、上記に類する行為。

(4) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束等が一時的であること。

(5) 身体拘束等発生時の対応に関する方針

- ・身体拘束等は行わないことが、原則であるが、利用者又は他の利用者の生命・身体を守るた

めに、緊急やむを得ない場合に行う三要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たした上で以下の対応を行う。

ア．委員会の実施

事例に関して、上記の三要件を満たしているのかを確認し、身体拘束の理由、方法、時間及び実施期間について協議する。

イ．利用者本人及び家族等に対しての説明

緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、速やかに身元引受人又は法定後見人等に連絡し承諾を得る。連絡が取れない場合は、身体拘束実施後、身元引受人又は法定後見人等に説明し承諾を得る。その後の事は、虐待防止・身体拘束等適正化委員会において協議する。

ウ．記録と再検討

身体拘束を行った場合、個別支援計画等に記載し、全てを記録として残す。実施期間終了後に身体拘束を継続するか否かを検討し、継続する場合は、再度、身元引受人又は法定後見人等に継続の理由などを説明し承諾を得る。

エ．身体拘束の解除

利用者本人の状況の変化や支援の改善等により、身体拘束が不要になった場合は、速やかに身体拘束を解除する。身体拘束の解除に当たっては、身元引受人又は法定後見人等に解除の理由などを説明し承諾を得る。

オ．情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

3．身体拘束等廃止に向けた体制

（１）虐待防止・身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて虐待防止・身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

①設置目的

ア．事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

イ．身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き

ウ．身体拘束等を実施した場合の解除の検討

エ．身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成員

・管理者、従業者とする。委員会が必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。なお、必要に応じて、従業者、相談支援事業所、医療機関の医師、精神科専門医等や知見を有する第三者の助言を得る。

③委員会の取り組み

ア．年間研修計画に沿って、研修を実施する。

イ．新規採用時に、虐待・身体拘束等廃止に関する研修を実施する。

ウ．日常的支援について、従業者へのモニタリングを実施して、虐待及び身体拘束等の兆候を慎重に調査し、検討及び対策を講じる。

④虐待及び身体拘束が発生した場合

・委員会において原因及び問題点を検討し、再発防止策を講じる。

(2) 当該指針の閲覧

- ・当該指針は、各事業所において、閲覧に適した場所（玄関・相談室等）に掲載し、全ての利用者、身元引受人、法定後見人、職員が閲覧可能とする。

附 則

この指針は、令和４年１２月１日より施行する。

この指針は、令和５年１１月１日に改訂し、同日施行する。